

# 高年齢者雇用確保措置の実施が義務づけられました！！

## 1. 改正高齢法の義務

### 高年齢者の安定した雇用の確保義務

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳<sup>\*1</sup>までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととなりました<sup>\*2</sup>。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入<sup>\*3</sup>
- ③ 定年の定め廃止

※1 この年齢は、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における「高年齢者雇用確保措置実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しましたので、ご参照ください。

※2 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出ていただく必要があります。（右ページ「就業規則等への記載例」をご参照ください。）

※3 継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が「労使協定」により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

### 高年齢者雇用確保措置

#### 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ（60歳定年企業における例）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
2006.4.1～2007.3.31に60歳定年を迎える労働者	定年 62歳義務	63歳義務		継続雇用終了						
2007.4.1～2008.3.31に60歳定年を迎える労働者		定年 63歳義務			64歳義務	継続雇用終了				
2008.4.1～2009.3.31に60歳定年を迎える労働者			定年 63歳義務		64歳義務		継続雇用終了			
2009.4.1～2010.3.31に60歳定年を迎える労働者				定年 63歳義務	64歳義務			65歳義務		継続雇用終了

期間の定めのない雇用
  継続雇用制度等の適用

※継続雇用の終了にあっては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要。